



愛知労働局発表
令和3年5月17日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 恩田 基弘

統括特別司法監督官 高橋 英幸

電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

令和2年の愛知労働局における司法処分状況について

令和2年に県内の14労働基準監督署(支署)が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を以下のとおり取りまとめました。

司法処分件数	<u>60件</u>
法令別内訳	
労働基準法等違反	<u>43件</u>
労働安全衛生法違反	<u>17件</u>

令和2年の司法処分は前年に比べ3件増加。法令別では労働基準法等違反が増加し、中でも「労働時間・休日」「賃金不払残業」が増加した。労働安全衛生法違反は減少しているものの、労災かくし事案が多い傾向にある。

(詳細は次頁)

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検(いわゆる「司法処分」)しています。

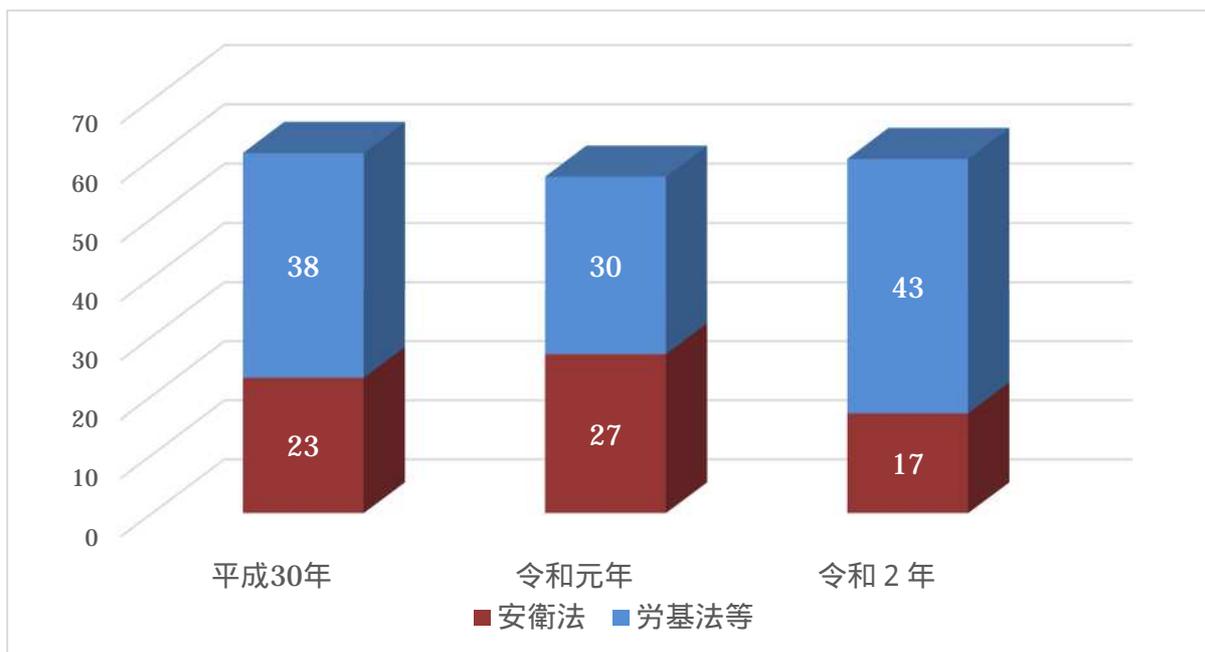
労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。(最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。)

1 概要

令和2年の司法処分件数は60件と前年（令和元年）と比較して3件増加した。労働基準法等違反事件は43件と前年と比較し13件増加した。中でも定期賃金の不払事件が26件（対前年2件増加）と最も多く、次いで「労働時間・休日」が9件（対前年4件増加）「賃金不払残業」が4件（対前年4件増加）の順となっている。労働安全衛生法違反事件は17件と前年から10件減少しているが、就業制限は3件と前年と比較し2件増加し、中でも労災かくしが4件と最も多かった。

（1）司法処分件数の推移



（2）業種別・違反法別件数

	業種							
	製造	建設	運輸	商業	保健衛生	接客娯楽	その他	計
労働基準法、最低賃金法等関係	8	7	1	6	3	3	15	43
定期賃金の不払（第24条、最4条）	4	4		2	2	1	13	26
労働時間・休日	3	2	1	2		1		9
賃金不払残業		1		2			1	4
その他	1				1	1	1	4
労働安全衛生法関係	3	8	1	2			3	17
作業主任者の選任等								
機械等危険防止	1	1		1				3
墜落等危険防止		3						3
就業制限	1	1	1					3
労災かくし	1			1			2	4
その他		3					1	4
合計	11	15	2	8	3	3	18	60

(3) 年別推移(法令別)

		平成30年	令和元年	令和2年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	26	24	26
	労働時間・休日 (労働基準法第32条・第35条・第40条)	6	5	9
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	2		4
	その他	4	1	4
	計	38	30	43
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	1	1	
	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	5	4	3
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条・第31条)	4	8	3
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	4	1	3
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	5	4	4
	その他	4	9	4
	計	23	27	17

令和2年の司法処分事例

< 労働基準法等違反事件 >

【事例1】

労働者派遣業における賃金不払に関する事例

労働者派遣業を営む事業場において、労働者53名に対する令和元年8月分賃金を所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金(6,019,384円)以上の定期賃金を支払わなかったもの。

賃金不払いについては、労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。

当時の愛知県最低賃金額は時間額898円

労働者53名に対する定期賃金不払総額は11,907,493円

【事例2】

違法な時間外労働に関する事例

労働基準法では、同法第36条第1項の規定に基づく労使協定(以下「36協定」という。)を所轄労働基準監督署長に届け出た場合には、36協定で定めた延長時間まで、法定労働時間を超えて、労働させることができる旨規定されているが、自動車部品塗装業を営む事業場において、労働者12名に対し、36協定で定めた延長時間を超えて、時間外労働を行わせたもの。

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業者や過労死等に係る労災請求が行われた事業者に対して監督指導を実施し、長時間労働の是正に取り組んでいるところであり、重大又は悪質な違反行為に対しては厳正な態度で臨むこととしている。

< 労働安全衛生法違反事件 >

<p>【事例 1】</p> <p style="text-align: center;">トラックへの過積載に関する事例</p> <p>名古屋第二環状自動車道において、建設業を営む事業場の派遣労働者が運転する最大積載量 3.5 t のトラックが横転し、積載していた建設用足場材が散乱し、約 4 時間半にわたって通行止めとなったもの。</p> <p>労働安全衛生法において、労働者にトラックを使用させるときは、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならないと規定されている。</p>
<p>【事例 2】</p> <p style="text-align: center;">貨物船内の荷崩れによる死亡災害に関する事例</p> <p>名古屋港弥富ふ頭に停泊していた貨物船において、船倉内に積み重ねられた、1 枚あたり重さ約 11 トンから 17 トンのコンクリート製の床版 72 枚の荷下ろし作業中に船倉内で荷崩れが発生し、港湾運送事業を営む事業場の労働者 2 名が床版の下敷きになり、1 名が多発外傷により死亡、1 名が両足切断等の負傷をしたもの。</p> <p>床版が崩壊し、落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある場所に、立入禁止区域を設定する等の危険を防止するための必要な措置を講じなかったもの。</p>
<p>【事例 3】</p> <p style="text-align: center;">労災かくしに関する事例</p> <p>輸送用機械器具製造業を営む事業場において、派遣労働者が鉄板の移動作業中に転倒し、右肩腱板断裂の負傷により約 5 か月の休業をした労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。また、この災害において派遣元事業場では労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署へ提出しないよう教唆したもの。</p> <p>労働者が労働災害その他就業中に負傷により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく（休業日数が 4 日に満たない場合は 4 半期ごとにとりまとめ）、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。事業者が労働災害を隠すため、労働者死傷病報告を故意に提出しないことや虚偽の内容を記載して報告することを「労災かくし」という。</p>

